



社会福祉法人あと会

# (ユニット型指定短期入所生活介護) でじま・くにくさ短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

## あと会 3Yのころ



社会福祉法人 あと会

当施設はご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意くださいを次の通り説明します。

※当ユニット型指定短期入所生活介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人 .....	1
2. ご利用の事業所 .....	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業 .....	2
4. 居室等の概要（併設の特別養護老人ホームを含んだ概要を掲載） .....	4
5. 職員の配置状況（併設の特別養護老人ホームを含んだ配置を掲載） .....	4
6. 当施設が提供するサービス .....	6
7. 施設利用に関する留意事項 .....	11
8. 非常災害対策 .....	12
9. 秘密保持と個人情報の保護 .....	12
10. 虐待防止の措置について .....	12
11. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて .....	13
12. 事故発生時の対応について .....	14
13. 要望及び苦情等の相談 .....	14
14. その他 .....	15

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号 3470107107

空床利用型にあたっては 3470107099

## 1. 施設経営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人あと会        |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号  | 082-856-0222     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山吉宏         |
| (5) 設立年月  | 平成4年10月8日        |

## 2. ご利用の事業所

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 施設の種類  | ユニット型指定短期入所生活介護<br>※当事業所は特別養護老人ホームでじま・くにくさに併設されています。  |
| (2) 事業所の目的 | 社会福祉法人あと会が開設するでじま・くにくさ短期入所生活介護事業所が行うユニット型指定短期入所生活介護事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。   |
| (3) 事業所の名称 | でじま・くにくさ短期入所生活介護事業所<br>(空床利用型にあつては特別養護老人ホームでじま・くにくさ)  |
| (4) 施設の所在地 | 広島市南区出島一丁目18番17号  |
| (5) 電話番号   | 082-256-9293  |
| (6) 施設長氏名  | 横山 輝代子  |
| (7) 運営方針   | 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むよう支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることをめざします。また、地域や家庭との結びつきを重視した運 |

営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- (8) 開設年月日 平成24年4月1日
- (9) 利用定員
- ・併設型 10名 (10人×1ユニット、ユニット型個室10室)
  - ・空床利用型 特別養護老人ホームでじま・くにくさの定員90名以内 (10人×9ユニット、ユニット型個室90室)
- (10) 通常の事業実施地域 広島市、安芸郡海田町、熊野町、府中町、坂町
- (11) 営業日 年中無休

### 3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援事業 における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援事業 における第1号通所事業	平成28年 4月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所介護 介護予防・日常生活支援事業 における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (20人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人

事業の種類		事業者指定年月日	定員
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床 利用	
訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—	
訪問介護 介護予防・日常生活支援事業 における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—	
訪問介護 介護予防・日常生活支援事業 における第1号訪問事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	—	
夜間対応型訪問介護	平成27年 1月 1日	—	
定期巡回随時対応型訪問介護 看護	平成27年 1月 1日	—	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人	
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19年10月 1日 平成19年10月 1日	24人	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人	
居宅介護支援事業	平成11年 9月 8日	—	
居宅介護支援事業	平成24年 4月 1日	—	
居宅介護支援事業	平成28年 8月 1日	—	

事業の種類	事業者指定年月日	定員
居宅介護支援事業	令和 3年 3月 1日	—

#### 4. 居室等の概要 (併設の特別養護老人ホームを含んだ概要を掲載)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	100室	トイレ、ナースコール、エアコン、洗面所、収納家具、クローゼット完備 2階(30)、3階(40)、4階(20)
ユニット	10ユニット	2階東(ユニット型個室)定員10 2階西(ユニット型個室)定員10 2階南(ユニット型個室)定員10 2階北(ユニット型個室)定員10 3階東(ユニット型個室)定員10 3階西(ユニット型個室)定員10 3階南(ユニット型個室)定員10 3階北(ユニット型個室)定員10 4階東(ユニット型個室)定員10 4階南(ユニット型個室)定員10
共同生活室	10室	2階(4)、3階(4)、4階(2)
浴室	12室	個浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

#### 5. 職員の配置状況 (併設の特別養護老人ホームを含んだ配置を掲載)

職種	業務内容	員数
施設長 (管理者)	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事	常勤専従1名
医師	健康管理及び療養上の指導に従事	必要数
介護職員	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等に従事	看護職員とあわせて常勤換算方法により33.4名以上

看護職員	健康管理や療養上の援助、日常生活上の介護等に従事	3名以上 ※1人以上は常勤
機能訓練指導員	機能訓練指導に従事	1名以上
生活相談員	日常生活上の相談等に従事	常勤 1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の立案等に従事(兼務)	1名以上 ※常勤専従1人以上 (但し利用者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可)
管理栄養士	利用者の短期入所生活介護計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事	1名以上

#### 【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 医師	週2回 13:00~16:00
2. 生活相談員	8:30~17:30
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 (1ユニットあたり) 早朝: 7:00~11:00 1名 日中: 11:00~16:00 1名 夕方: 16:00~20:00 1名 夜間: 20:00~ 7:00 1名 (2ユニットに1人の夜勤体制です。)
4. 看護職員	8:30~17:30
5. 管理栄養士	8:30~17:30
6. 機能訓練指導員	8:30~17:30

#### 【第三者による評価の実施状況】

実施の有無	無
実施した直近の年月日	-
実施した評価機関の名称	-
実施結果の開示状況	-

## 6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また、個々の利用者の状況に合った加算があります。利用料金、各加算の料金は、別紙に記載しております。

#### 【サービスの概要 基本部分】

##### ①入浴

- ・ご利用者の状態に応じた入浴を行います。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

##### ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ④栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者一人一人の栄養状態や摂食の状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケア計画によって低栄養状態を予防します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

※食事開始時間（状況に応じて弾力的に対応します）

朝食：7：30      昼食：12：00      夕食：18：00

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。また、生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。  
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

【サービスの概要 加算項目】

下記の各項目に該当・実施した場合には、上記施設サービス費に加え料金が加算されます。

①生活機能向上連携加算

- ・訪問・通所リハビリテーション等を実施している事業所の理学療法士等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合3月に1回を限度として算定。（理学療法士等はサービス提供の場又はICTを活用した動画等により状態を把握して助言する。）

②機能訓練体制加算

- ・常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置した場合の費用

③個別機能訓練加算

- ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供し、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行った場合

④看護体制加算

(i)看護体制加算Ⅰ 2

- ・常勤の看護師を1名以上配置している場合

(ii)看護体制加算Ⅱ 2

- ・国の定める基準を上回る手厚い看護職員を配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合
- ※加算Ⅰと加算Ⅱを同時に満たす場合、併算致します。
- ⑤ 夜勤職員配置加算
  - ・法令で定められた基準に対し、1名以上人員を多く配置している場合。夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。
- ⑥ 看取り連携体制加算
  - ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に、病院、診療所又は訪問看護ステーションと連携をはかり、看取り期におけるサービス提供を行った場合
- ⑦ 口腔連携強化加算
  - ・介護予防短期入所生活介護事業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
- ⑧ 生産性向上推進体制加算
  - ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供した場合
- ⑨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
  - ・医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断された場合、7日を限度として加算されます。
- ⑩ 若年性認知症入所者受入加算
  - ・若くして認知症を発症された方とご契約させていただく場合
- ⑪ 送迎加算
  - ・送迎が必要なご契約者に送迎サービスを行った場合。
- ⑨ 緊急短期入所受入加算
  - ・利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として算定。但し、認知症

行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。

⑩療養食加算

・医師の発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合

⑪認知症専門ケア加算

・認知症ケアに関する専門的な研修を修了している者を、国の定める基準以上配置し、チームとして専門的なケアを実施していると認められる場合（加算Ⅰ）。加算Ⅰの要件を満たした上で、専門的な研修を修了している者を配置し、個別の介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修を計画実施している場合（加算Ⅱ）。

⑫サービス提供体制強化加算

・介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合（加算Ⅰ）。介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合（加算Ⅱ）。介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合、また利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上の場合（加算Ⅲ）。

⑬介護職員等処遇改善加算

・介護職員等に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要】

① 滞在費

滞在費は、個室（1人部屋）の場合、室料＋光熱水費相当となります。（滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いただく居住費の上限になります。）

② 食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。（食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いただく食費の上限にな

ります。)

※滞在費、食費に関しては、ご契約者世帯の住民税の課税状況、ご契約者の所得状況により減額制度が受けられる場合があります。

③ 嗜好品

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④ 理髪・美容

理・美容師の出張による理美容サービスをご利用頂けます。

⑤ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の自宅への送迎をご利用される場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加された場合に、材料費の実費をご負担いただく場合があります。

⑦ 複写物の交付

サービス提供についての記録等の複写を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについて、ご負担いただくことがあります。

⑨ 特別室利用料（空床利用型のみ）

利用者の希望により特定の居住環境（景観、ウォシュレット、特別な備え付け家具や調度品等）が利用できます。その際、別途利用料をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっているので、ご負担の必要はありません。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について説明します。

※各サービスの利用料は、別紙に記載しております。

### （3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。

### （4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、義務づけるものでもありません。）なお、入院にあたりましては、ご契約者、ご家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

① 協力医療機関

医療機関の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
所在地	広島県安芸郡府中町青崎南2番15号
診療科	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・精神科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・リハビリテーション科他

医療機関の名称	なかお内科消化器呼吸器クリニック 横山外科 胃腸科
所在地	広島市安佐北区落合南1丁目11番22号
診療科	消化器内科 呼吸器内科 内視鏡内科 内科 外科 肛門科

医療機関の名称	あと・クリニック
所在地	広島市安芸区阿戸町485-1
診療科	内科・外科・胃腸科・リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷口歯科クリニック
所在地	広島市佐伯区坪井1-33-9
診療科	歯科

## 7. 施設利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことが

できません。

(2) 面会

面会時間は特に設けていませんが、常識的な範囲でお願いします。  
来訪者は、必ず事務所前に設置した面会簿に記入して下さい。  
なお、食べ物の持ち込みは原則として禁止します。

(3) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 所持品・備品等の持ち込み

紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように、必ず氏名をご記入下さい。(別紙参照)  
居室内にありますタンス・床頭台等をご利用下さい。

(5) 喫煙

施設内は、全館禁煙です。

## 8. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、  
避難器具設備等  
防災訓練：年2回

## 9. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ① 当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ① 当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いませぬ。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者

会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

## 10. 虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとし、

①虐待防止検討委員会の設置運営（委員会の責任者は施設長とし、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を実施します。）

②虐待を防止するための従業者に対する年2回以上の研修の実施

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとし、また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

## 11. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

## 1 2. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
  - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
  - ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
  - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
  
- (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
  - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を生活相談員に報告し、生活相談員より速やかにご家族へ連絡します。
  - ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村、当該ご利用者に関わる居宅介護支援事業所等へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

## 1 3. 要望及び苦情等の相談

- (1) 当施設における要望・苦情等の受付  
当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。
  1. 苦情解決責任者：施設長 横山 輝代子
  2. 苦情受付担当者：生活相談員 岡崎 悠希  
(TEL:082-256-9293)
  3. 第三者委員 ； 阿戸町連合町内会 会長 松田康憲  
出島二丁目町内会 会長 谷寄矩明
  4. 苦情解決の方法
    - ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
    - ② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。

- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④ その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市南区厚生部健康長寿課介護保険係	所在地 広島市南区皆実町一丁目4番46号 電話番号 082-250-4138 FAX 082-254-9184 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 4. その他

(1) 確認

当事業所ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の施設サービス計画を作成するものとします。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、施設サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画について変更の

必要があるかどうかを調査し、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

(事業者) 広島県広島市安芸区阿戸町418番地1  
社会福祉法人あと会

説明者名

印

#### 附則

- この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は、平成24年 9月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、平成27年 3月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、平成28年12月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、令和元年10月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、令和 4年10月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、令和 6年 4月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、令和 6年 6月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、令和 6年 8月 1日から一部改正する。
- この重要事項説明書は、令和 7年 3月 1日から一部改正する。